



経済センサス-活動調査 試験調査

【17】事業所調査票（医療、福祉）



一般統計調査

・秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
・この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。

平成 26 年 11 月 1 日
総務省・経済産業省

市区町村コード	調査区番号	事業所番号	*	整理番号

・「調査票の記入のしかた」を参照して記入してください。

1 事業所の名称及び電話番号

● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

● 法人の場合は登記上の法人名とこの事業所の名称（店舗名等）を記入してください。

● 屋号など通称名がある場合は「通称名」欄に記入してください。

フリガナ

正式名称

通称名

電話番号（代表）（）－

2 事業所の所在地

● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

● 業所の名称を「ビル・マンション名等」欄に記入してください。

郵便番号

都道府県名

市区町村名

町丁・字・番地・号

ビル・マンション名等（階、号室まで記入してください）

3 この場所での事業所の開設時期

● 開設時期の○囲みの内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。○囲みの印字がない場合は、この場所で事業を始めた時期の番号を○で囲んでください。

1 昭和59年以前2 昭和60～平成6年3 平成7～16年4 平成17年以降

開設年が平成25年以降の場合は開設月も記入してください

4 この事業所の従業者数

● 11月1日現在の従業者数を記入してください。

区分	① 個人業主 （個人経営の事業主で、実際にこの事業所を営んでいる人）	② 個人業主の家族で無給の人	③ 有給役員 （個人経営以外で役員報酬を得ている人）	④ 常用雇用者 （期間を定めずに、若しくは1か月以上の期間を定めて雇用している人）		⑤ 臨時雇用者 （1か月未満の期間を定めて雇用している人や日々雇用している人など、常用雇用者の定義に該当しない人 ※⑤以外のパート・アルバイトなどを含む）	⑥ 合計 （①～⑥の合計）	⑦ 送出者 （⑦合計のうち、別経営の事業所へ出向又は派遣している人）	⑧ 受入者 （①～⑧以外で別経営の事業所からきてこの事業所で働いている人）	
	⑨ 出向	⑩ 派遣								
男	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
女	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

5 本所等の別

● 印字されている内容に変更がある場合は、二重線で消して修正してください。

● 一つの企業、団体に「本所等」は一つだけです。

1 本所・本社・本店
（経営全体を統括している事業所）

2 支所・支社・支店

6 管理・補助的業務

● 「調査票の記入のしかた」63ページを参照し、この事業所がもつばら管理・補助的業務を行っている場合は、該当する番号を○で囲んでください。

1 管理運営業務
支所等の管理業務
総務、経理、広報業務等

2 補助的業務
自家用車庫
自家用修理工場等

3 自家用倉庫

7 事業所の売上（収入）金額

● 平成25年1月から12月までの1年間の売上（収入）金額について記入してください。（万円未満四捨五入）

兆千億百億十億億千万百万十万万円0.000

8 事業別売上（収入）金額

● 記入に当たっては、「調査票の記入のしかた」を参照してください。

● 「7 事業所の売上（収入）金額」に記入した売上（収入）金額の内訳を記入してください。（万円未満四捨五入）

● 金額で記入できない場合は、「7 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。（小数点以下四捨五入）

● 企業調査票の「3 経営組織」が「会社以外の法人」の場合、寄付金、補助金、運営費交付金等は事業収入になります。

事業活動区分	事業別内訳	売上（収入）金額										又は割合（％）	
		兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円		
(ア) 農林漁業	① 農業、林業、漁業の収入										0.000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。	
	(イ) 鉱業	② 鉱物、採石、砂利採取事業の収入									0.000		
	(ウ) 製造業	③ 製造品の出荷額・加工賃収入額									0.000		
	(エ) 卸売業	④ 卸売の商品販売額（代理・仲立手数料を含む）									0.000		
	(オ) 小売業	⑤ 小売の商品販売額									0.000		
	建設業、 (カ) サービス 関連産業A	⑥ 建設事業の収入（完成工事高）											0.000
		⑦ 電気、ガス、熱供給、水道事業の収入											0.000
		⑧ 通信、放送、映像・音声・文字情報制作事業の収入											0.000
		⑨ 運輸、郵便事業の収入											0.000
		⑩ 金融、保険事業の収入											0.000
⑪ 政治・経済・文化団体の活動収入											0.000		
(キ) サービス 関連産業B		⑫ 情報サービス、インターネット附随サービス事業の収入											0.000
		⑬ 不動産事業の収入											0.000
		⑭ 物品賃貸事業の収入											0.000
		⑮ 学術研究、専門・技術サービス事業の収入											0.000
	⑯ 宿泊事業の収入										0.000		
	⑰ 飲食サービス事業の収入										0.000		
	⑱ 生活関連サービス、娯楽事業の収入										0.000		
	⑲ 社会教育、学習支援事業の収入										0.000		
	⑳ 上記以外のサービス事業の収入										0.000		
	(ク) 学校教育	㉑ 学校教育事業の収入									0.000		
(ケ) 医療、福祉	㉒ 医療、福祉事業の収入									0.000			
合 計		7 欄の売上（収入）金額										100	

第2面にお進みください。

第1面

経済センサス-活動調査試験調査

【17】事業所調査票（医療、福祉）

9 医療、福祉の事業収入内訳

第1面の8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その事業区分別の売上（収入）金額を記入してください。
（万円未満四捨五入）
金額で記入できない場合は、第1面の「7 事業所の売上（収入）金額」に占める割合を記入してください。
（小数点以下四捨五入）

事業区分		事業内容（説明）	売上（収入）金額										又は割合（％）			
			兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	円				
医療収入	保険診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入（医療保険、公費負担医療）										0,000	金額で記入できない場合は、右欄に割合を記入してください。			
	保険外診療収入	医師又は歯科医師等が患者に対して医療又は医療類似行為を行う事業及びこれに直接関連するサービスを提供する事業に係る収入（公害医療、労災保険、自賠責、自費診療収入等）										0,000				
介護事業収入	施設介護収入	介護福祉施設（特別養護老人ホーム）サービス、介護保健施設サービス、介護療養施設サービス										0,000				
	通所介護、訪問介護収入	※欄外参照										0,000				
社会保険事業収入		公的年金、公的医療保険、公的介護保険、労働災害補償などの社会保険事業										0,000				
保健衛生事業収入		健康相談施設、検査業、消毒業などの保健衛生事業										0,000				
社会福祉事業収入		児童福祉事業、老人福祉事業、障害者福祉事業、更生保護事業、その他の社会福祉事業（ただし、介護事業に該当するものを除く）										0,000				

※居宅サービス（訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、指定施設入居者生活介護）、居宅介護支援、地域密着型サービス（夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設サービス）

10 医療、福祉の相手先別収入割合

第1面の8欄「(ケ) 医療、福祉」について、その収入を得た相手先別の割合を記入してください。
（小数点以下四捨五入）

収入を得た相手先		収入額割合（％）		
① 個人（一般消費者）				
他の企業・団体	② 民間			
	③ 公務（官公庁）			
④ 海外取引				
⑤ 同一企業内取引				
① ～ ⑤ の 合 計		1	0	0

・保険診療収入については、収入を得た相手先は「①個人」となります。

・「③公務（官公庁）」とは、国や地方公共団体の国家事務、地方事務を行う事業所をいいます。

・国、地方公共団体が直接経営する現業の事業所（水道局、交通局、病院、学校、社会福祉施設など）は、「②民間」に含めて記入してください。

備考

11 事業所の形態、主な事業の内容

下表の中から該当する番号を一つ選択し、○で囲んでください。
複数の施設を併設している場合や複数の事業を行っている場合は、主なものの番号を○で囲んでください。

↓

事業所の形態・事業内容		番号	内容例示
病院	一般病院（精神科病院を除く）	1	20人以上の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	精神科病院	2	20人以上の精神病患者を入院させるための施設のみを有している医療事業所
一般診療所	有床診療所	3	19人以下の患者を入院させるための施設を有している医療事業所
	無床診療所	4	患者を入院させるための施設を有しない医療事業所
歯科診療所		5	
助産・看護業	助産所、助産師業	6	
	看護業	7	派出看護師業、訪問看護ステーション
療術業	施術所	8	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
	その他の療術業	9	太陽光線療法業、温泉療法業、催眠療法業、視力回復センター、カイロプラクティック療法業
医療に附帯するサービス業	歯科技工所	10	
	その他の医療に附帯するサービス業	11	アイバンク、腎バンク、骨髄バンク、衛生検査所、滅菌業（医療用器材）、臨床検査業
健康相談施設	結核健康相談施設	12	結核予防会健康相談所、結核集団検診業
	精神保健相談施設	13	精神保健福祉センター、精神健康相談所
	母子健康相談施設	14	母子健康相談所、母子健康センター
	その他の健康相談施設	15	保健師駐在所、市町村保健センター、農村検診センター、健康科学センター
その他の保健衛生	検査業	16	寄生虫卵検査業、水質検査業、食肉衛生検査所
	消毒業	17	物品消毒業、電話機消毒業
	その他の保健衛生	18	犬管理所、犬管理事務所
社会保険事業団体		19	健康保険組合、健康保険組合連合会、社会保険診療報酬支払基金、国民年金基金、企業年金基金、農業者年金基金
児童福祉事業	保育所	20	保育所、託児所
	その他の児童福祉事業	21	乳児院、母子生活支援施設、児童厚生施設（児童館）、児童養護施設、知的障害児施設、盲ろうあ児施設、情緒障害児短期治療施設、児童家庭支援センター、母子福祉センター
老人福祉・介護事業	特別養護老人ホーム	22	特別養護老人ホーム、介護老人福祉施設
	介護老人保健施設	23	
	通所・短期入所介護事業	24	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、小規模多機能型居宅介護事業所
	訪問介護事業	25	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、夜間対応型訪問介護事業所
	認知症老人グループホーム	26	認知症高齢者グループホーム
	有料老人ホーム	27	
	その他の老人福祉・介護事業	28	養護老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウスを含む）、老人福祉センター、高齢者生活福祉センター、老人憩いの家、老人介護支援センター、地域包括支援センター
障害者福祉事業	居住支援事業	29	障害者支援施設、ケアホーム、グループホーム、福祉ホーム
	その他の障害者福祉事業	30	生活介護事業所、自立訓練事業所、地域活動支援センター
その他の社会保険・社会福祉・介護事業	更生保護事業	31	更生保護施設、更生保護協会
	その他の社会保険・社会福祉・介護事業	32	社会福祉協議会、共同募金会、善意銀行、授産施設、年金積立金管理運用、宿所提供施設、婦人・女性相談所

第2面